

尾張旭市地域公共交通会議開催要綱の一部改正について（協議事項）

尾張旭市地域公共交通会議開催要綱一部改正の要旨	
要綱名	尾張旭市地域公共交通会議開催要綱
要旨	<p>1 一部改正の主な理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画に位置付ける尾張旭市交通基本計画（改訂版）を令和4年度から令和5年度までを策定期間とし、令和5年度末に公表する予定であるが、計画の策定にあたっては、法定協議会化された地域公共交通会議での協議が必要となるため。 ・地域公共交通計画の内容を協議するにあたり、鉄道事業者（名古屋鉄道を予定）を追加する必要があるため。 ・これまで以上に、適正な方式で会議を運営することを目的に、開催要綱に議決権の規定を設ける必要があるため。
	<p>2 一部改正の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催目的の根拠法令に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を追加 ・所掌事務に「地域公共交通計画」に関する事項を追加し、内容を協議できるよう整理 ・構成員を追加できるよう内容を改正 <p>⇒「その他市長が必要と認める者」は、今後柔軟に構成員を検討できるよう追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議の議事に関する規定を追加 <p>※ 事務局改正案の要綱は、資料1-3、資料1-4のとおり</p>